

## 自立支援医療費(精神通院)

## 医療機関・薬局等を変更される方

医療機関等の変更は、原則申請日(新規で都の指定を受ける医療機関等については、都の認定が下りた日)からの適用となります。

万が一、変更申請をした日に変更前の医療機関で受診した場合は、その分の医療費は本制度の適用外となります。そのため変更申請は、旧医療機関に受診しなくなった日から新しい医療機関へかかるまでの間にご申請ください。

申請に必要な書類は、次の 5 点です。(追加医療機関等を変更する場合は「理由書」が必要です。)

**(1) 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書**

申請窓口でお渡ししています。

**(2) 新しく指定する医療機関の名称・所在地が確認できるもの****(3) 自立支援(精神通院)医療受給者証**

記載内容が変わるので、原則申請窓口で回収します。国保受給者証もお持ちの方は合わせてご持参ください。

**(4) 番号確認書類**

「マイナンバーカード」「マイナンバー通知カード」「マイナンバー記載の住民票」のいずれか 1 点

※ 対象者が 18 歳未満の場合は、本人分と申請する保護者分で 2 人分の番号確認書類が必要になります。

※ 通知カードは、通知カードに表示されている住所・氏名等の記載が、申請日時分の住民登録内容と一致している場合のみご使用できます。

**(5) 本人確認書類**

申請窓口申請に来所する方の本人確認書類が必要です。本人確認書類の種類によって、1 点又は 2 点で確認をさせていただきます。

**< 1 点で確認 >**

「写真付き」で「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が確認できるもの

(例:マイナンバーカード、免許証、写真付きの障害者手帳、パスポート、在留カード等)

**< 2 点で確認 >**

「写真なし」で「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が確認できるもの

(例:保険証、生活保護受給証明書、自立支援受給者証、写真なしの障害者手帳、年金手帳等)

**(6) 医療機関等追加理由書(追加している医療機関等を変更する場合)**

追加している医療機関・薬局等を変更する場合は、理由書が必要です。

申請窓口で理由書の書式を取りに来ていただくか、「各種様式」に掲載した「理由書」をダウンロードしたものをご利用ください。